

事 務 連 絡
平成30年12月17日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
全国健康保険協会

御中

厚生労働省保険局医療課

柔整審査会における柔道整復師への面接確認について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（平成29年9月4日付け保発0904第2号）により、全国健康保険協会都道府県支部と都道府県国民健康保険団体連合会に設置される柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）において、柔道整復施術療養費支給申請書の審査にあたり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができることとされたところであるが、別添により具体的な取り扱いの例を示すこととするので、柔整審査会の適正な審査にご活用されたい。

なお、この面接確認は柔整審査会が審査業務の一環として実施するものであり、地方厚生（支）局及び都道府県が行う指導監査業務とは異なるので、実施に当たりご留意願いたい。